

所得政策について

—アメリカにおけるガイドポスト政策の展開を中心に—

岡 部 市 之 助

“A Note on the Incomes Policy”

Ichinosuke OKABE

昭和30年代の高度経済成長を通じて、わが国においても重要な基礎産業部門で次第に寡占体制が確立され、価格の硬直化傾向が強まりつつあるとともに、他面では35年頃を転期として新規学卒を中心に始まった労働力不足の急速な顕在化は、大一中小企業間の賃金格差を縮小せしめると同時に名目賃金の著しい上昇をもたらし、そのことが生産性改善の規模間・産業間アンバランスと結びついて、価格構造の変容を伴いつつ、消費者物価の急騰をもたらしたかにみえる。

現下わが国の物価問題が生産物市場や労働市場におけるかような構造変動にもとづいて生じているとすれば、それは一時的な超過需要や、まして通貨増発のような伝統的インフレーション要因をもってしては解釈が困難であるとともに、その対策も単なる金融・財政政策に訴えるだけでは解決が不可能なのではなかろうか。こうした意味で先般発表されたいわゆる「熊谷委員会報告¹⁾」がわが国における所得政策の意義を示唆したことも、それなりの含意があったものと思われる。その後この報告をめぐる、学界ではもちろん²⁾、財界、労働界においても所得政策をめぐる活潑な論争が行なわれているが、ここでは、こうした論争過程そのものを追求することは断念し、この政策を1960年代始めから展開しているアメリカ合衆国の経験を省みることを通して、物価安定策の一環としての所得政策の意味と運用上の問題を探ってみたい。

以下第I節ではアメリカ・ガイドポスト政策が打ち出されてきた背景として、1950年代後半の物価動向を、第II節ではその対策として打ち出されたいわゆるケネディ・ガイドの内容と、その後の展開を概観したあと、続く第III節でこの政策の基礎となっていると思われる理論的フレーム・ワークを要約し、最後に第IV節でガイドポスト政策のもつ問題点に触れてみたい。

(I)

第II次大戦後1960年にいたるアメリカの物価動向を概観すると、卸売・消費者物価いずれも1945~48年、'49~51年、および'55~58年の三つの時期に上昇していることが知られる。ところでこのうち1945~48年にかけての物価上昇は、第II次大戦後の平和経済への転換にまつわる、生産体制の一時的な立ちおくれ、あるいは戦時中抑制されていた需要のバック・ログ³⁾などが原因と考えられ、また1949~51年の物価上昇はいうまでもなく朝鮮動乱によって生じた軍需景気によって引き起こされたものであり、いずれも戦争のもたらした異常事態によって生じた超過需要

インフレーションであった。1951年以後はこれといった異常事態もなく、卸売・消費者物価とも比較的安定した動きを示しているが、1954～58年にかけてはかなり物価が上昇し、特に'55～'57年間には卸売物価は約6%、年率約3%の上昇を示した。1959年以後物価は再び安定したが、消費者物価については年率約1.2%程度のスピードで上昇を続けている。その後物価の相対的安定が破られたのは1965年に入ってからであり、これは言うまでもなくベトナム戦争のエスカレートに基づくものと思われる。以下われわれはガイドポスト政策を生み出したと思われる、1950年代後半の物価動向を中心に、やや具体的な検討を加えよう。

1954～59年内に卸売物価は約8%とかなり顕著な上昇を示したが、特に'55～'57年間の上昇は著しく、約6.2%の上昇となった。Selden⁴⁾によると1954/12～1957/12にわたり最も上昇の著しかった品目は金属加工機械、汎用機械、建設機械などの機械設備や鉄鋼を含む重工業製品が多く、これに対して価格低落をみたものは卵などの例外を除くと農産物が主たるものであった。(第1表, A) 同じくこの間の卸売物価上昇への品目別寄与率を見ると、ここでも鉄鋼、電気機械、自動車など重化学工業関係製品が首位を占めている。(第1表, B)

第1表(A) 1954/12～1957/12期における卸売価格変動の大きかった品目の変化率

上昇大きかったもの (%)	低落の激しかったもの (%)
卵	加工飼料 -28.5
金属加工機械設備	乾草 -16.2
汎用機械設備	飲用原料 -14.8
建設機械設備	穀物 -13.0
鉄鋼	他の農産物 -9.6
コークス	動物性油脂 -8.9
石炭	合板 -8.4
事業用家具	縫製品 -5.8
電気機械設備	脂料原料 -4.9
たばこ製品	電気料金 -4.6

R. T. Selden, "Cost-push versus Demand-pull Inflation; 1955～1957", The Journal of Political Economy, Feb., 1959. p. 4 より引用

第1表(B) 1954/12～1957/12期における卸売物価指数上昇に寄与の大きかった品目の寄与率

品目	寄与率 (%)
鉄鋼	16.4
電気機械設備	10.9
自動車	9.9
石油・石油製品	6.9
汎用機械設備	6.7
金属加工機械設備	5.6
肉・魚	5.2
家畜・鶏	4.4

R. T. Selden, op. cit. p. 4 より

他面同じ時期の民間実質総生産・産業生産指数の動向・製造業部門の操業率などを手掛りに、景気動向を見ると'54～'55年の高揚期を除いて決してよいものではなかった。特に'56～'58年は景気下降の時期であり、この間失業率は4%から約7%へと顕著な増大を示している。(第2表)

第3に名目賃金の動きを見ると、製造業労働者平均一時間当り実政賃金は'54年の1.81ドルから'58年の2.13ドルと約18%の上昇をみた。(第3表) しかもこうした実収賃金の動きが、当時増大しつつあった失業率の動向と操業率低下傾向の中で生じたということは特に注目すべきことであった。(第4表) けだしこのことは全般的有効需要下足下に卸売物価上昇が生じたということ、

第2表 アメリカの生産・雇用・国際収支・物価の動向 (1953~ '67)

年次	実質GNP 対前年増加 率 (%)	産業生産指 数の対前年 増加率 (%)	製造業の能 力利用率 (%)	国際収支 (総合)対前 年増減額 (億ドル)	GNPデフ レーター対 前年上昇率 (%)	消費者物価 指数対前年 上昇率 (%)	卸売物価指 数対前年上 昇率 (%)
53	4.5	8.3	94.2	-21.8	0.9	0.8	-1.4
54	-1.4	-6.0	83.5	-15.4	1.5	0.4	0.2
55	7.6	12.6	90.0	-12.4	1.5	-0.3	0.3
56	1.8	3.4	87.7	-9.7	3.4	1.5	3.2
57	1.4	0.8	83.6	+5.8	3.7	3.5	2.9
58	-1.1	-7.0	74.0	-33.7	2.6	2.8	1.4
59	6.4	12.7	81.5	-38.7	1.6	0.8	0.2
60	2.5	2.9	80.6	-39.0	1.7	1.6	0.1
61	1.9	0.9	78.5	-23.7	1.3	1.1	-0.4
62	6.6	7.8	82.1	-22.0	1.1	1.2	0.3
63	4.0	5.1	83.3	-26.7	1.3	1.2	-0.3
64	5.5	6.4	85.7	-28.0	1.5	1.3	0.2
65	6.1	8.4	88.5	-13.4	1.9	1.7	2.0
66	5.8	9.0	90.5	-13.6	2.7	2.9	3.3
67	2.5	1.0	85.1	-22.8*	3.0	2.8	0.2

* 1967年第1~3四半期のみ
1968年大統領経済報告より

第3表 工場労働者平均
一時間当実収賃金

年次	水 準	対前年 上昇率
	ドル	%
1953	1.77	2.2
54	1.81	3.9
55	1.88	5.2
56	1.98	4.5
57	2.07	3.0
58	2.13	4.2
59	2.22	

第4表 製造業主要業種の能力利用率(1954~58)

業 種	'54	'55	'56	'57	'58
鉄 鋼	81	98	98	68	73
機械(電気機械以外)	72	87	85	76	70
自動車及び部品	95	96	n.a.	76	78
運送機械	69	74	80	74	70
化 学	79	90	83	81	80
紙及びパルプ	97	100	96	88	87
ゴ ム	93	91	88	80	78
織 維	88	93	90	80	87

B. G. Hickman; Growth and Stability of the Post-war Economy, Brookings Institution, 1960, p.130 より引用

換言すれば従来の常套的インフレーション理論では処理し得ないような事態が発生しつつあったことを予想させるからである。

かくてこの時期の物価上昇をめぐって、アメリカ経済学界を中心に華々しいインフレーション論争がくり広げられたが⁵⁾、その詳細は省略するとしても、この論争から導かれた方向と、それがガイドポスト政策を生み出すに至った含意とを要約しておくことは必要であろう。

さてこの論争過程の一成果として生れたのがいわゆる「コスト・インフレーション仮説」であるが、この仮説は'55~'58年には一般的超過需要が存在しなかったにも拘らず、卸売物価の上昇

がみられたという事実認識に基礎を置いている。この仮説の支持者達は当時の物価上昇の原因として、鉄鋼産業や自動車などにみられる強力な労働組合の団体交渉力と⁶⁾、寡占大企業の市場支配力とが結合して、競争条件下で支配すると思われる水準以上に賃金や価格を押し上げる傾向に注目する⁷⁾。そしてこの労働組合の交渉力と寡占企業の市場支配力にもとづいてインフレーション現象を説明しようとする新しい理論、いわゆるコスト・インフレ仮説が形成された。

この仮説によると、若し労働組合の攻撃的賃上げによって、名目賃金が労働生産性の上昇を上廻る率で上昇するならば、生産物単位当りの労働コストが上昇する。この場合寡占企業が利潤マージン防衛のため、市場支配力を行使して管理価格を引き上げるならば、需要増大を原因としないインフレーションが発生することとなる。これがいわゆる wage-push inflation である。もちろんこの場合賃金プッシュが一産業乃至僅かな数の企業で生じたとしても、大部分の産業や企業で、そうした賃上げへの追従が起こらず、コスト関係に変化が生じないとすれば、一般物価上昇としてのインフレーションの発生する可能性は少ないかも知れない。だから問題はこうした賃上げがパターン・バーゲンニングを通して産業全般へ波及すること、すなわちパターン・セッターの行動にならう賃上げが、生産性格差の存在する現実の産業構造の中で発生し、その結果生産性上昇を超える名目賃金上昇が広範な産業分野にわたって生ずることが wage-push inflation の源泉と考えられねばならぬであろう⁸⁾。

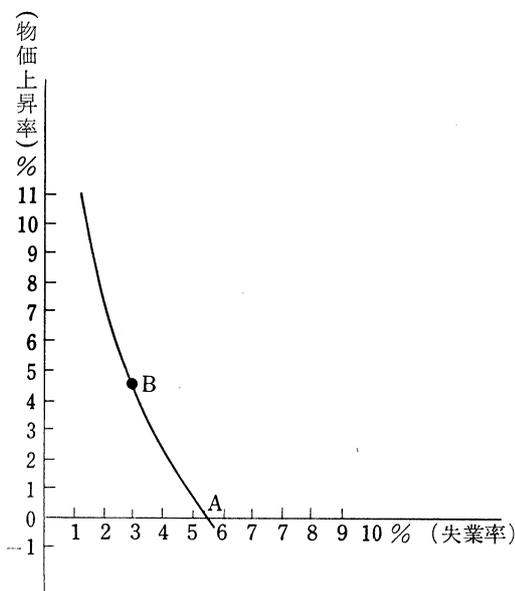
また寡占企業が利潤率の引き上げをねらい、賃金引き上げを口実として、賃金コスト上昇を相殺する以上に利潤マージンを拡大する場合にも⁹⁾、需要増加を直接の原因としないインフレーションが発生する。そしてこの種の要因にもとづくインフレは mark-up inflation と称される。このようにいわゆるコスト・インフレは狭義には wage-push inflation と mark-up inflation を共に含むと解してよいであろう。

もちろん労働組合の交渉力にしる、寡占企業の市場支配力にしる、労働力や商品に対する需要状態と全く無関係に行使されるわけではない。当面問題にしている 1955~'58年のアメリカ経済においても、総需要はどちらかといえば高めに維持されていたことを見逃してはならないであろう。上にも述べたごとく、この期の総需要は確かに完全雇用水準を下廻っていた。だからこそ失業率は高まり、操業率も100%を相当下廻っていたのであるが、それにも拘らず、市場支配力の存在が賃金・物価を押し上げて卸売物価の一般的上昇をもたらしたのである¹⁰⁾。だからコスト・プッシュ要因の存在する場合でも、若し政策当局が金融財政政策を用いて総需要を大幅に抑圧すれば、組合の交渉力や寡占企業の市場支配力が存在しているとしても、賃金や価格を押し上げることは極めて困難となるであろう。ただし、こうした需要抑圧政策は物価安定の代償として、大量失業や遊休設備の誘発という犠牲を払わねばならぬばかりでなく、企業の投資意欲減退を通じて、経済成長という他の政策目標に対してもマイナスの効果を与えることとなるであろう。

かくて寡占体制下、強力な労働組合勢力を伴う経済環境の下では、物価安定と経済成長という二つの目標の同時達成は困難となり、サムエルソンやソローが言うようにこれら両目標間にはあ

る意味で trade-off 関係が存在することとなる。アメリカ経済の現実に即してこうした事態を示そうとしたのが第1図であろう¹¹⁾。

図上のA点では確かに物価上昇率はゼロとなり、物価は上昇しないであろう。しかしこの場合には反面5.5%程度の失業率は甘受しなければならない。他方ほぼ完全雇用と目される失業率3%の線まで経済を浮揚させようとするれば¹²⁾、B点で示されるように年率4.5%程度の物価上昇は避けられないとみられるわけである。従ってこのトレードオフ曲線がアメリカ経済の現実を忠実に示しているとする限り、物価安定と失業、ひいては経済成長とのジレンマは回避しえない。だから要はこのトレードオフ曲線をより左方に移行せしめジレンマを少しでも解消させるように努力することである。所得政策の意図することもここにある¹³⁾。



第1図

ではアメリカの所得政策、いわゆるガイドポスト政策はいかに進められたか。

(II)

前節で述べたように1950年代後半のアメリカのインフレーションは従来にない性格のものであった。従って時の大統領アイゼンハワーも、毎年の年次経済報告の中でこの現象に国民の注意を喚起する努力を払った。特に1960年の年次報告の中では「物価安定のため、賃金増加率を国民経済生産性上昇率の範囲内に止めるように」と強い要請を行なったが、50年代後半の物価対策はやはり金融財政政策が主であり、このような引締め政策の結果、58年以後物価は安定的に推移したものの59年の景気上昇は圧力の弱いものとなり、60年には再び景気後退に陥り、失業率も7%近くまで増大した。他面欧州諸国の経済回復やEECの成立、日本の経済成長など、戦後ほとんど独走を続けたアメリカの対外競争力も、この頃から眼に見えて後退しはじめ、加うるに対外援助の負担も重なって、58年以後国際収支の総合勘定では大幅な赤字を示し、金保有高も急激に減少し始めた。こうして国内的には失業と物価問題、対外的には国際収支の悪化という困難な事態をかかえたまま政権はケネディにゆずられたのである。

1961年1月大統領に就任したケネディの経済政策の目標は経済成長率を5%に高め、当時約7%に達していた失業率を4%程度まで引下げると同時に、物価を安定させ、国際収支の均衡をはかって、ドルの地位を守るという極めて野心的なものであった。

失業率を引下げ、経済の潜在的成長能力を発揮させるためには拡張政策は当然の方向である。しかるに拡張政策が伝統的な金融財政政策の線に添って進められる限り、「早熟性インフレーション

ン」の危険が濃厚であり、物価安定・国際収支改善の目標追求はおぼつかないであろう。かくてこのようなジレンマを打開する方法としてケネディのブレイン達によって考案されたのが「賃金・価格ガイドポスト政策」であった。ソローの表現をかりるならば、ガイドポスト政策は「現実の不完全な経済が、その不完全な行動によって最悪の結果をもたらすのを、なんとか防ごうとした結果、やむを得ず採用するといったタイプの政策¹⁴⁾」なのである。

さて、この政策の原理が初めて公式に明確な形で示されたのは、1962年1月の経済諮問委員会(CEA)の報告「非インフレ的賃金・価格決定行動のためのガイドポスト¹⁵⁾」の中においてである。もちろんこの報告書を通じてCEAの態度は何等かの意味での強権力を賃金・価格決定に対して行使するというようなものではなくて、むしろ一般国民の賃金・価格決定への関心を喚び覚すことを通して、世論の影響の下で決定当事者達が行動を自制するように働きかけようとするものであった。そしてその際国民の理解を助ける素材としてガイドポストが提示されたのである。従ってそれはどこまでも「指針」guide にすぎず、法規乃至「きまり」rule という性格はもっていなかった。以下この報告の中で示されたガイドポストの概要およびそれが以後どのように質的な変化を遂げていったかを追求しよう。

1962年ガイドポストは「一般指針」を論じた部分と、「修正条項」を論じた部分の二つから構成されており、一般指針は更に、(1)賃金決定のための一般指針と、(2)価格決定のための一般指針を示す部分とから成っている。このうち、(1)の賃金決定に関するものは「各産業の賃金率の上昇率が経済全体の生産性の趨勢上昇率と等しく」さるべきことを、(2)の価格に関する指針は「個別産業の生産性上昇率が経済全体の生産性上昇率を上廻る場合には価格引下げを、反対の場合には適当に価格を引上げ、両生産性上昇率が相等しい場合には価格を据え置くこと」を示唆している。

いま仮りに、上記賃金ガイドポストが賃金決定当事者達によって完全に守られたとすれば、(分配率を不変とする限り)単位労働コストは不変となるであろうから、賃金面からする物価上昇圧力は発生しないこととなろう。もっともこの場合、現実の経済では個別産業の生産性上昇のスピードに較差が存在するから、たとえ賃金指針が守られるとしても産業毎の労働コストには増減が生じよう。従って個別産業内における労働分配率を不変に維持するためには、価格指針で示されるような調整が行なわれる必要が生ずる筈である。ここから分るように、ガイドポストは超過需要非存在という経済環境下で、個別産業内の労働分配率を一定に維持するという前提に立った、物価安定のための行動指針であるといえよう¹⁶⁾。

もちろん以上のような一般指針は文字通り政策のための基礎的理念にすぎない。そこで言われていることは専ら趨勢生産性を手掛りに賃金や物価を調整するということであったが、現実の経済では賃金や価格の動きを規定する要因は何も生産性に限ったわけではない。特に経済発展・経済の効率・社会的公平などの観点を含む場合には、上記一般指針は各産業への適用に際して、よりきめ細かな配慮を要することは言うまでもない。「修正条項」はこうした配慮事項中の主要なものみにすぎぬであろう。

先ず第1の修正は一般賃金ガイドを超える賃金上昇が認められるケースであるが、そうした産業としては (i) この修正を認めなければ、十分な雇用を確保するのが困難と思われる産業 (ii) 交渉力が弱いため、他産業の同種労働に比べて異常な低賃金しか得られないような産業、(iii) 労働者側の努力で生産性上昇がもたらされていることが明瞭な産業がある。

第2, 賃金ガイド以下とするのが適当と思われるケースとして、(i) 全般的完全雇用下でもなお自己産業内雇用者に十分な労働機会を提供し得ないような産業、(ii) 交渉力が強いため、他産業の同種労働に比べて異常に高い賃金を稼得している産業が挙げられている。

第3, 一般的価格ガイドより相対的に高い価格上昇が認められるケースとしては、(i) 利潤水準が低いため、能力の拡大が必要であるにも拘らず、それを賄う資金を誘引するのに困難な産業、(ii) コスト項目中賃金以外の項目が上昇したような産業がある。

第4, 一般価格ガイドより相対的に低い価格上昇しか認められないケースとして、(i) 当該産業で完全雇用に到達しているにも拘らず、なおかつ能力超過が存在したためにその産業からは反って資本の流出が望ましいと思われるような産業、(ii) 労務費以外のコストの低下した産業、(iii) 市場支配力などのため他産業に比べて特に高い利潤率を享受している産業があげられている。

ただし、上記一般的ガイドにしても、これら修正条項にしても、それらはどこまでも国民大衆に対して判断の手掛りを与えるためのものであって、これを以て法的な規制乃至統制手段と考えることはガイドポストの意図を見誤るものである。報告でも「ガイドポストは特定の価格・賃金決定がインフレーション的であるかどうかを判定するための機械的な公式ではなく、そのような決定を評価するための有用な方法を国民に示唆する」ことが、その目的の大部分をなすこととわっている。しかしその後こうしたガイドポストが実施される段階に入ると、次第に姿勢をかえていったのがその現実である。以下その変化の過程を概観しよう。

前述のようにガイドポストが1962年C E A年次報告の中で最初に定式化された時、政府の意図したことは、これによって世論を喚起し、世論の監視と批判とを通じて、賃金・物価決定の当事者である労働組合や寡占大企業の行動を間接的に誘導するということであった。しかしそれが愈々実施に移された段階では、1962年4月の有名な鉄鋼価格事件に象徴されているように、こうした趣旨は薄らぎ、政府がガイドポストの線を守るように直接に労使を説得するという方向をたどった。もちろん鉄鋼価格事件以後ケネディ大統領は値上げ抑制勧告というような直接的説得手段はめったに採用しなかったが、'63年の年次経済報告の中でも賃金・価格ガイドポストの維持を繰返し主張している。そしてこの間、積極的金融財政政策の運用を通じて経済成長率は高まり、失業率も次第に減じたが、物価は比較的安定的に推移した。

1963年秋のケネディ暗殺により、政権はジョンソンに移ったが、その最初の報告である64年1月の大統領「年次経済報告」に添えられたC E A年次報告とともに、ガイドポスト政策は新たな段階を迎えることとなる。すなわち62年年次報告では最も基本的役割を果たす「生産性の趨勢上昇率」については、測定上の問題などもあり、単一の具体的数値は指示されなかったのであるが、

64年年次報告では、それが「民間経済の労働者一人一時間当り産出高の最近5カ年間の平均上昇率」と定義され、年率3.2%という具体的数値として示されたほか、¹⁷⁾「一般的ガイドポスト」は指針 guide ではなく基準 standard と呼ばれるようになったし、更に「修正条項」はむしろ「例外」的にしか認められないものというように変更された¹⁸⁾。

これに対し64年5月AFL-CIO執行評議会は(i)賃金のみ抑制は不公平で且つ非効果的である。(ii)賃金・物価の抑制は国家緊急事態にのみ許容されるにすぎない。(iii)賃金水準の決定要因としては生産性のみならず、生計費、利潤、賃金付加給付の均衡など他に多くの要因が存在する、などの点を指摘するとともに、ガイドポスト政策に対して正式に反対を決定した。また同じく9月には全米鉄鋼労組(USW)でも大会においてガイドポスト拒否を決議するなど、労働組合側の態度は次第に政府に離反的となっていた¹⁹⁾。

こうした中で大統領は65年にも年次経済報告において、ガイドポスト3.2%の厳格な適用を強調するとともに、具体的には鉄鋼の価格・賃金調査を経済諮問委員会に指示し、長期生産性上昇率3%を示して、鉄鋼労使の自制を求めたり、同年11月の大手アルミ・メーカーの価格引き上げの意図に対しては、直ちに政府手持ちアルミを放出して、値上げを撤回させるなどの行動をとった。また同年2月には北爆が開始され、ベトナム戦争はエスカレートして、このための新需要が好況下のアメリカ経済に追加されることとなった。こうした情勢の下で失業率は愈々低下したが、他方物価の上げあしは早まり、景気はようやく過熱の様相を呈し始めた。

66年1月に発表されたCEA年次報告はGNPデータ改訂の結果、64,65両年に適用さるべき5カ年平均生産性上昇率が、実は3.2%ではなく、3.4%であったこと、およびこの計算でやると66年に対する該当数値が、3.6%となることを明らかにしたものの、予想される諸況の状況を勘案すると、この値を一般的賃金ガイドとして用いることは不適當であるとして、従来通りの3.2%の線を継続することを勧告した。こうした政府側のやり方に対してAFL-CIOは直ちに「ゲーム中のルールの変更」の不当性を主張、政府を強く批判するとともに、賃金ガイドは「生産性上昇率プラス消費者物価上昇率」(5%)とすべきであるとの決議を行なった。8月にはインランド・スチール社が政府の反対を押し切って薄板価格2.1%の引き上げを実施し、国内航空5社のストライキでは6%の賃上げおよび生計費エスカレーター条項を含む協約が締結されるなど、ガイドポストが遵守されないケースも次第に出てきた。しかも大統領自らが、この航空ストライキの際にはCEA勧告の線(3.2%)を相当上廻る4.7%の調停案を提示するなど、政府側の態度にも動揺がみられるにいたった。こうした事態を象徴的に示すのが、「賃上げ率5%は政府のガイドラインを離脱するものではない」とする66年10月の労働長官の言明であった²⁰⁾。

情勢のこのような変化の中で67年大統領年次経済報告では「賃金上昇は生産性向上分プラス物価上昇分をかなり下廻るものであ」としたが、基準となるべき具体的数値は明示されなくなったばかりでなく、例年の慣行となっていたCEA報告に対する支持ないし言及もほとんど見られなかった。こうしたことは異例のことであり、人々の間では「ガイドポストの死」が取沙汰される

ようになった²¹⁾。1964年1月3.2%の賃金ガイドポストが基準的性格をもつものとして指示されてから3年、67年には遂に具体的数値が明示されなくなってしまったことは、アメリカにおけるガイドポスト政策がこの段階で再度質的な転換を遂げたものとして注目すべきことであろう。

66年に入り、ベトナム戦争のエスカレーションに伴う軍事支出の増大は景気高揚に拍車をかけ、失業率も66年1月にはついに政府の目標であった4%を0.1ポイント下廻る3.9%まで低下したが、こうした情勢下での売上げ増大、利潤増大に対して労働組合の攻勢も強まり、ガイドポストに基づく政府の誘導・勧告が次第にその力を失っていったのが現実であったろう。このような状況は67年中の主要労働組合の賃金交渉が軒並み5~6%という水準で妥結している点に端的に示されている。

(III)

以上われわれはガイドポスト政策の体系が1962年のCEA報告で明確な形をとってから、最近にいたるまでの展開過程を概観したが、この政策の基礎を支える論理については殆んど触れなかった。この節ではガイドポスト政策の基礎となっていると思われる論理について一瞥を与えよう。先ず始めに簡単なモデルを使って賃金・物価・生産性間の基本関係を把えたあと、価格ガイドの背景となっている論理に進むこととする。

封鎖体制下の一国経済全体についてみる限り、若しそこで一般物価の上昇が生じているとすれば、それは就業人口一人当りの名目所得の伸び率が、一人当たり実質所得の伸び率を超えているからである。いま名目国民所得を Y_m 、実質国民所得を Y_r 、就業者一人当りのそれを、それぞれ y_m 、 y_r とし、物価を P とすると、 $Y_m = Y_r \cdot P$ が成り立つから、この両辺を就業者数で割れば $y_m = y_r \cdot P$ が恒等的に成立する。この式をダイナミックに解釈するため、変化率の形に書き改めると

$$\dot{y}_m = \dot{y}_r + \dot{P} \quad \text{又は} \quad \dot{P} = \dot{y}_m - \dot{y}_r \quad (\text{記号の上につけたドットは変化率であることを示す})$$

かくて $\dot{y}_m > \dot{y}_r$ なる限り $\dot{P} > 0$ となり、物価は上昇せざるを得ないこととなる。しかもこの場合左辺と右辺とは恒等関係にあるわけだから、名目所得上昇率が実質所得上昇率を超えた分だけ物価も上昇する筈である。そしてこのような物価上昇を通じて名目上昇の上昇は実質的には帳消しにされるであろう。

さてこのモデルの中に分配関係を取り入れてみよう。単純化のために労働生産性指標として雇用人一人一時間当たり実質(粗)付加価値をとる。同じく簡単化のために国民総生産が賃金所得とそれ以外の所得とから成ると想定すれば、名目国民総生産は、
 名目国民総生産 = 物価 × 実質国民総生産 = 賃金所得 + 非賃金所得
 として表わされる。いま実質国民総生産を Y 、賃金所得を W 、雇用量(労働時間で測る)を N 、賃金所得の分け前(労働分配率)を r とすると、この関係は

$$(1) \quad W = r \cdot P \cdot Y \quad (P \text{ は物価})$$

で示される。ここで平均賃金率を w , 労働の物的生産性 (実質付加価値生産性) を π で示すと, (1) 式の両辺を雇用量 N で除することにより

$$(2) \quad W/N = r \cdot P \cdot (Y/N) \quad \text{即ち} \quad w = r \cdot p \cdot \pi$$

と書き改められる。上と同様この (2) 式を変化率の形で示すと

$$(3) \quad \dot{w} = \dot{r} + \dot{p} + \dot{\pi} \quad \text{又は} \quad \dot{P} = \dot{w} - \dot{\pi} - \dot{r}$$

ここで若し政策当局によって分配率を一定に維持するという方針が立てられたとすれば, $\dot{r} = 0$ となるから, 物価を安定せしめるためには (従て $\dot{P} = 0$) $\dot{w} = \dot{\pi}$ すなわち平均賃金率の上昇率は経済全体の物的労働生産性の上昇率に等しくなることが要請されることとなる。そしてこれがケネディ・ガイド中の賃金決定のための一般的指針の基礎にある論理であろう。

もちろん (3) 式は単なる定義式の変形から導かれたものにすぎないから, その解釈は必ずしも上記のようなものだけに限られているわけではない。例えば労働分配率を多少とも改善することが望ましいというのであれば, その限りにおいて, 名目賃金の上昇率が分配率の改善分に相等するだけ, 労働の物的生産性上昇率を上廻ったとしても, 物価安定は維持されるであろう。(この場合利潤の一部は賃上げによって吸い上げられることとなる) しかしガイドポスト政策そのものが要請されるに至った社会経済的背景の重要な一側面は, 第1節でも触れたように, 生産物市場で, 寡占体制にもとづき多かれ少かれ管理価格が支配するに至っていること, 従ってそこでは主要産業における価格決定がフル・コスト原則によっているということであったから, この点を考慮すると, こうした経済体制の下では意図的に分配率を引き上げることは極めて困難であろう。

次にわれわれは一步を進め, 現実の経済では生産性上昇率が産業毎に異なるということ, 更にコスト要因は単に賃金のみではなく, 原材料コストも含まれるという点を勘案して, モデルを構築しよう²²⁾。記号を以下のように定める。

P : 製品 1 単位の価格

\bar{X} : 適正操業率の下での産出量

W : 賃金率

\bar{N} : 適正操業率の下での雇用量

L : 産出量 1 単位当り原材料費

\bar{g} : 国民経済全体の生産性趨勢上昇率

g_i : i 産業での生産性の趨勢上昇率

さて, t 時点における i 産業の労働分配率を考えると, それは付加価値で賃金支払額を割ったものであるから

$$\frac{W_t \cdot \bar{N}_t}{(P_t - L_t) \bar{X}_t}$$

で定義される。ここで生産性が趨勢値と等しい限り労働分配率は一定だと仮定すれば, この分配率は, $t-1$ 時点でも支配していた筈であるから

$$(4) \quad \frac{W_{t-1} \cdot \bar{N}_{t-1}}{(P_{t-1} - L_{t-1}) \bar{X}_{t-1}} = \frac{W_t \cdot \bar{N}_t}{(P_t - L_t) \bar{X}_t}$$

が成立する。更に各産業の賃金の年増加率が国民経済全体の生産性のトレンド増加率に等しくなければならないとする、上記一般的賃金ガイドが守られているものとするれば

$$W_t = W_{t-1}(1 + \bar{g})$$

であり、他方 g_i が i 産業での生産性のトレンド増加率であった点を考慮すれば、

$$\frac{\bar{X}_t}{\bar{N}_t} = \frac{\bar{X}_{t-1}}{\bar{N}_{t-1}}(1 + g_i)$$

が成立するから、これら両式を (4) 式に代入して変形すれば

$$\frac{1}{P_{t-1} - L_{t-1}} = \frac{(1 + \bar{g})}{(P_t - L_t)(1 + g_i)} \quad \text{又は} \quad \frac{(P_t - L_t)}{(P_{t-1} - L_{t-1})} = \frac{1 + \bar{g}}{1 + g_i}$$

となるから、これを成長率の形に直すため両辺から 1 を引いて変形すれば、

$$(5) \quad \frac{(P_t - P_{t-1})}{P_{t-1}} = \frac{L_t - L_{t-1}}{P_{t-1}} + \frac{(\bar{g} - g_i)(P_{t-1} - L_{t-1})}{(1 + g_i)P_{t-1}}$$

が得られる²³⁾。ここで $P_t - P_{t-1} = \Delta P_t$, $L_t - L_{t-1} = \Delta L_t$ とおけば (5) 式は

$$(6) \quad \frac{\Delta P_t}{P_{t-1}} = \frac{\Delta L_t}{P_{t-1}} + \frac{\bar{g} - g_i}{1 + g_i} \cdot \frac{(P_{t-1} - L_{t-1}) \bar{X}_{t-1}}{P_{t-1} \cdot \bar{X}_{t-1}}$$

と書き直されるであろう。この (6) 式がわれわれの基本式である。

ここで若し $t-1$ 期から t 期にかけて単位当たり原材料費に変化なしとすれば、(5)、(6) 式において $L_t = L_{t-1}$ 従て $\Delta L_t = 0$ が成り立ち (6) 式は一層簡単な

$$(7) \quad \frac{\Delta P_t}{P_{t-1}} = \frac{\bar{g} - g_i}{1 + g_i} \cdot \frac{(P_{t-1} - L_{t-1}) \bar{X}_{t-1}}{P_{t-1} \cdot \bar{X}_{t-1}}$$

となる。では (6) や (7) 式で示された経済的意味は何であろうか。先ず (7) 式から始めよう。(7) 式左辺は言うまでもなく、 i 産業の価格変化率を示す。これに対し右辺 $(P_{t-1} - L_{t-1}) \cdot \bar{X}_{t-1} / P_{t-1} \cdot \bar{X}_{t-1}$ はいわゆる付加価値率を示すものであり、これは産業毎に当然異なる値を示す。さて、いまかりに i 産業の生産性上昇率が国民経済全体のそれに等しいとしよう。すなわち $\bar{g} = g_i$ であれば (7) 式から直ちに知られるように $\Delta P_t / P_{t-1} = 0$ である。つまり価格変化は生じない。だから「価格決定の一般的ガイド」として、(i) 個別産業の生産性上昇率が経済全体の生産性上昇率を超える場合には価引下げを、(ii) 反対の場合には価格を引上げることが示唆されているが、(i) のケースでは $g_i > \bar{g}$ であるから、(7) 式より $\Delta P_t / P_{t-1} < 0$ となり、価格を引下げるべきだというのがガイドポストの趣旨であり、反対の場合には逆が要請されるわけである。

以上のように価格ガイドの基本的論理はほぼ (7) 式で示されているとみてよいであろう。一步を進めていけば、その産業の付加価値率 \bar{g} , g_i などについて、具体的な数値が別な方法で既知であるとすれば、当該産業の価格を何パーセント上昇・下落させるのが適当かという指針をも得ることができる。更にこの場合、付加価値率が大きいほど、価格変化の率も大とならねばならぬことが明らかであるから、例えばサービス産業のように産業の性格から言って、生産性上昇率が経済全体のそれに比べ著しく低く、($\bar{g} > g_i$) しかも他面で付加価値率は大きいような場合には価格上昇のスピードが早まることも、ある意味では止むをえないともいえる。

他方原材料の多くが輸入品から成り、しかもその価格が何らかの理由で上昇するとすれば、われわれは (6) 式から、たとい、 i 産業の生産性上昇率が経済全体の生産性上昇率と等しかったとしても、(したがって右辺第2項ゼロ) 価格上昇が起らざるを得ないし、これと反対に輸入原材料の価格低下があれば、たとい i 産業の生産性上昇率が国民経済のそれを下廻っていても価格引上げを行なう必要がない場合もあろう。

もちろんここで述べられたことは、賃金・価格ガイドの一部のみしか説明し得ないであろう。特に「修正条項」の大部分はこうした基礎的論理のわく外にある。そしてこのことはガイドポスト政策が、まさに政策である以上は当然だともいえよう。けだし政策は経済の論理に測していなければならぬとしても、そのみを以って律することは到底不可能だからである。例えばガイドポスト政策の中にも当然望ましい経済の見取図と、そのためのオリエンテーションが含まれているのが当然であり、経済の論理の単なる機械的なあてはめではこうした目標を達することはむずかしいからである²⁴⁾。

(IV)

以上二節でわれわれは1960年代アメリカ政府のとった対インフレーション、対国際収支策の一環としてのガイドポスト政策の概要およびそれがよって立つと思われる基礎的論理に考察を加えた。その際触れたようにケネディ政権時代に、国民の関心を通して、間接的に価格・賃金を望ましい方向に誘導するという意図のもとに出発したガイドポストは'64年のガイドポストの基準化、修正条項の例外規定化を通じ、次第に市場活動への政府の直接介入という性格を強めたが、しかしその直後に発生したベトナム戦争と、そのエスカレーションによる景気過熱の過程で、労働組合・企業のいずれの側からも協力的態度は次第に失われたばかりでなく、政府自身の内部にも政策推進上の意見の分裂が生ずるなど、67年には後退の姿勢が明瞭となり、一部の人々からは「ガイドポストの死」が公言されるに至った。

ガイドポスト政策がこうした歩みをたどらざるを得なかったについては、それなりの複雑な社会・経済的要因があったからであろうが、何よりもこの政策が財政金融政策・競争促進政策のような伝統的諸政策に比べると極めて新しいタイプのものであったこと、従って経験の蓄積が乏しく、運用に際しても未熟な面が存したであろうことはいない。しかしりよ基本的には政策そのものを支える基礎的な考え方に問題があったからではないかと思われる。以下にこれらの問題

点の若干を指摘しよう。

(1) 前節で示したように、一般的賃金ガイドの導出が可能であったのは、その前提として「分配率一定」という仮定があったからである。この点西欧諸国やアメリカの過去の経験として、それが比較的安定していた（短期には兎も角長期的には）ということであろう。しかし分配率が安定的であったことと、それが政策立案に際して固定的として前提されるのが「適当」であるということは自ら別なことに属する。熊谷委員会報告でも指摘されているように²⁵⁾、「労働組合が存在している現代の混合経済で、自分達のパイの相対的大きさを固定することに満足する組合は、組合としての一つの重要な存在理由を失う」ことになるであろう。

(2) このことと関連して長期トレンドとして分配率が比較的安定的であったとしても、そのことは直ちに景気循環の各フェーズでの分配率の安定を意味するものではない。ソローなども言うようにアメリカ経済の戦後20年をとってみても、分配率は65%~71%の間で変動している²⁶⁾。確かにその幅は彼も言うように比較的狭いともいえる。しかしガイドポストがひとたび決まれば、その実施期間中は凍結されることになるわけだから、循環のどのフェーズにおける分配率を指針としてとるか、ということは賃金決定の当事者達にとっては極めて重大な問題であるといわねばならない。(一般に労働分配率は不況期に高く、好況期に低い)

(3) ガイドポスト政策の理論的根拠となっているコスト・インフレーション説そのもののきめ細かな検討が必要であろう。若し現実のインフレがデマンド・プルの性格のものか、それともコスト・プッシュの性格のものかを判別することが極めて困難であるとすれば、この点を曖昧にしたまま、いきなりガイドポスト政策に訴えることは極めて危険だといわねばならない。場合によってはガイドポストの提案そのものが、ある意味では政府の財政金融政策の運用上の失敗に対する逃げ口上となることもあり得よう²⁷⁾。

(4) 上との関連で、現実の物価上昇がデマンド・プル要因から生じているような場合でも、貨幣賃金率の上昇が、生産性上昇率を上廻って増大し、単位労働コストの上昇をみることは当然ありうるから、この場合ガイドポストに従って、貨幣賃金率上昇が生産性上昇率の線に抑制されたとしても、超過需要を生み出している要因自体が放置される場合には、物価安定は望めないばかりでなく、物価上昇を通じて労働分配率の低下を招くこととなるであろう²⁸⁾。そしてこうした事態はガイドポスト政策の基礎前提そのものを崩すことになる。

(5) 更にこの点と関連して現実の消費者物価上昇をガイドポストの中にどのような形でとり入れるべきかが問題となろう。この点で若しALF-CIOなどが主張するように、賃金ガイドとして「生産性プラス消費者物価上昇率」をとるならば、労働コストを高め、資本への分配率が低下しない限り、次の段階では消費者物価の上昇をもたらすこととなり、この意味で賃金—物価スパイラルの原因となる危険性が大きい。この点ターナーやゾートウェーなども言うように²⁹⁾、エスカレーター条項を加味した生産性規準をとることは、むしろ経済体系の中に賃金—物価スパイラルのメカニズムを持ち込むこととなる点に注意する必要がある。

(6) ガイドポスト政策遂行上の一つの重要な難点は、それが要求する平均以上の生産性上昇率を実現できる産業の価格引下げをどのようにして実現するかということであろう³⁰⁾。たとい労働組合が一般的賃金ガイドに協力して、賃上げを抑制したとしても、その産業の生産物価格が価格ガイドに従って引下げられないならば、(寡占価格の下方硬直性³¹⁾) その産業の利潤は不当に増大するであろうから、分配の公正という点から問題があるばかりでなく、若しそうした産業が準抛産業³²⁾であり、そこでの組合が分配の公正を要求して賃上げに成功するとすれば、賃金波及過程を通して、物価安定というねらいは崩れる可能性が大きい³³⁾。

(7) この政策の理論上の最も根本的ジレンマとして見逃し得ない点は、ミクロ的な資源配分の調整を阻害することになるかも知れないという点である。この政策がたとい最初のうちは説得・誘導などのような間接的規制手段を用いるとしても、その効果が思わしくない場合には、より直接的・強制的な規制へと発展しそうな可能性はジョンソン政権下の経験が示している。そして一層よくないことは、この政策が物価上昇の犯人にねらいうちをかけるという点であろう。この場合兎角生じ勝ちなことは、声の大きな圧力団体に都合のよい犯人探しとなり易いということである。こうしたことは単に公正という点からみて問題であるばかりでなく、市場メカニズムによる資源配分の中へ政策当局の恣意を持ち込み、適正な資源配分を反って歪曲することになるかも知れない³⁴⁾。

(8) 最後にアメリカのガイドポスト政策の特質との関係で一言つけ加えねばならぬ点がある。それはアメリカの場合、ヨーロッパ諸国と異なり、政策の定式化の段階においても、その実施段階においても、労使代表ないしそれらの機関とほとんど関係をもたず、もっぱら政府の手で立案実施されたという点である³⁵⁾。このような性格はそれが立案された当時の趣旨が、賃金・物価決定メカニズムについて、国民の関心を高め、その圧力を通じて決定当事者達に間接的規制を加えるという方向をとったこととも関係があるかも知れないが、政府・企業・労働組合など決定に直接関係する当事者間に十分なコンセンサスがない場合、そもそものねらいである「誘導」の実効が挙げられるかどうかは、甚だ疑問といわざるを得ない³⁶⁾。このような体制の下で政策が実施されるならば、決定当事者達にとってはガイドポストはしよせん政府による自由な交渉機構への圧力ないし干渉としか受け取られなくなる危険が大きいであろう。

(V)

以上われわれはアメリカでとられたガイドポスト政策の展開過程と、それが持つ問題点の若干に触れた。わが国においても昭和30年代の後半に入ってから物価論議が華やかに展開されてきたが、多くの論者に共通する公約数的な見解は日本の物価上昇が単なるデマンド・プルの要因によるものではなく、経済の高度成長過程で生じた構造変化と密接な関係をもつということであろう。こうした観点と結びついて最近わが国においても実際家や理論家の間で所得政策についての関心が高まりつつあるかに見える³⁷⁾。

もちろん日本経済の現実に対して、いま直ちに所得政策を打ち出すべきだ、などと主張する論者はほとんど見当らない。しかし大型合併の気運、労働力不足経済への本格的移行、将来の組合戦術の発展いかななどを勘案すると、現にヨーロッパ先進諸国で試みられつつある所得政策の経験を通して、そのメリットやデメリットを検討しておくことは、単なる理論的興味をこえた重要性をもっているように思う。小稿ではアメリカの所得政策にしか触れ得なかったが、その他諸国の経験についても機会を改めて考えてみたい。

〔註〕

- 1) 経済企画庁総合計画局編「物価安定と所得政策」〔物価・賃金・所得・生産性研究委員会報告〕(昭和43年)
- 2) 例えば「日本労働協会雑誌」誌上における 飲田経夫 (No. 114, 119); 熊谷尚夫 (No. 116); 丸尾直美 (No. 122); 松坂兵三郎 (No. 124) などの論争および雑誌「東洋経済」臨時増刊, 43. 10. 24. 号など。
- 3) A. H. Hansen; *Monetary Theory and Fiscal Policy*, 1949, p. 99; 小原, 伊東沢「貨幣理論と財政政策」p. 113 B. G. Hickman; *Growth and Stability of the Postwar Economy*, Brookings Institution, 1960, pp. 53-4.
- 4) R. T. Selden, "Cost-push versus Demand-pull Inflation; 1955~1957," *The Journal of Political Economy*, Feb., 1959.
- 5) M. Bronfenbrenner & F. D. Holzman, "Survey of Inflation Theory," in *Survey of Economic Theory*. VOL. I., (Prepared for the American Economic Association and the Royal Economic Society) 1965.
- 6) U. S. Department of Labour; *Collective Bargaining in the Basic Steel Industry.*, 1961. 日本労働協会訳「アメリカの鉄鋼争議と団体交渉—公共の利益と政府の役割—」(昭. 38年) pp. 212-213.
- 7) Subcommittee on Antitrust and Monopoly of the Committee on the Judiciary U. S. Senate; *Administered Prices.*, 1963. 独禁政策研究会訳「管理価格」中の G. C. ミーンズの論文, 特に pp. 378~379
- 8) H. M. Levinson, "Pattern Bargaining: A Case Study of Automobile Workers," *Quarterly Journal of Economics*, May, 1960. また, アメリカの鉄鋼業での団体交渉がパターン・セッターとして重要であり, これが賃金波及の元凶であるとする, 上記のような主張に対して, その重要性は認めるとしても, それを余りにも強調することには疑問があるとする立場もある。例えば G. Seltzer, "Pattern Bargaining and the United Steelworkers," *The Journal of Political Economy*, Aug., 1951. しかし鉄鋼労組の賃金交渉パターンに明確な変化の現れたのが1954年交渉以後であることも注意しなければならない。アメリカ労働省編・日本労働協会訳「アメリカの鉄鋼争議と団体交渉」p. 191.
- 9) G. Ackley, "Administered Prices and Inflationary Process," *American Economic Review*, May 1959.; W. P. Reuther; *Price Policy and Public Responsibility: Administered Prices in the Automobile Industry*, 1958. 日本労働協会訳「独占価格と賃金: アメリカ自動車工業の分析」1962.
- 10) この点を強調するためソローはこうした形のインフレを「早熟性インフレ」と名づけている。R. M. Solow, "The Case Against the Case Against the Guideposts," in G. P. Shultz & R. Z. Aliber (ed.); *Guideline: Informal Controls and the Market Place.*, 1966. 金森久雄, 丸茂明則監訳「所得政策論争」(昭. 43) p. 56.
- 11) P. A. Samuelson & R. M. Solow, "Analytical Aspects of Anti-Inflation Policy," *American Economic Review*, May 1960. p. 192

- 12) S. スリクターや A. H. ハンセンなどはアメリカ経済における完全雇用時の失業率を摩擦的失業を考慮して3%程度と見ている。
- 13) 経済企画庁総合計画局編「上掲書」p. 77.
- 14) シュルツ, アリバー編; 金森, 丸茂監訳「上掲書」p. 56.
- 15) "Guideposts for Noninflationary Wage and Price Behavior," Annual Report of the Council of Economic Advisers. 1962.
- 16) このことは他面で国民所得の分配関係についても, その相対関係を一定に維持するということを含意している。
- 17) この場合賃金ガイドポスト算定式は下記のごときものであり, これの5ヶ年間移動平均値とされた。

$$\text{guide post} = \text{民間部門総就業者生産性上昇率} = \frac{GNP_t - (GNP_t \times \dot{P}_t)}{GNP_{t-1} - (GNP_{t-1} \times \dot{P}_{t-1})} \times \frac{k_t}{k_{t-1}}$$

$$= \frac{N_t}{N_{t-1}} \times \frac{H_t \times \frac{365}{7}}{H_{t-1} \times \frac{365}{7}}$$

ここに GNP : 民間部門総生産高; \dot{P} : 総合物価上昇率; k : 操業度; N : 民間部門総就業者数; H : 民間部門就業者週間平均労働時間; $t, t-1$ は当年及び前年を示す。(藤田至存著「ガイドポスト賃金政策」p. 26)

- 18) The Annual Report of the Council of Economic Advisers, 1964.
- 19) 1965年頃からガイドポスト3.2%の基準をこえる賃金協約が主要産業において現れるようになってきたが, このキッカケを作ったのは1964年9月もっとも代表的なウェージ・リーダーの一つである全米自動車労組(UAW)の4.7%の大幅賃上げの成功であったといわれる。(藤田至存著「上掲書」p. 90)
- 20) こうした見解の相違は根本的にはCEAが物価安定第1主義をとったのに対して労働省は労使関係安定に重点をおいたことに原因があると考えられる。(藤田至存「上掲書」p. 213)
- 21) Nat Weinberg, "The Death of the United States Guideposts," in A. D. Smith (ed.) The Labour market and Inflation, 1968. pp. 24-26
- 22) 経済企画庁総合計画局編「上掲書」pp. 106~107
- 23) $\frac{P_t - L_t}{P_{t-1} - L_{t-1}} - 1 = \frac{1 + \bar{g}}{1 + g_i} - 1$ から $(\bar{g} - g_i)(P_{t-1} - L_{t-1}) = (1 - g_i)(P_t - P_{t-1}) - (1 + g_i)(L_t - L_{t-1})$
 が得られるから, これを整理すれば $P_t - P_{t-1} = \frac{(\bar{g} - g_i)(P_{t-1} - L_{t-1})}{(1 + g_i)} + (L_t - L_{t-1})$ となり, この両辺を P_{t-1} で除せば本文の(5)式となる。
- 24) この点修正条項第1の(i), 第3の(i), 第4の(i)などはこうした政策的方向づけを意図したものと考えられよう。
- 25) 経済企画庁総合計画局編「上掲書」p. 108.
- 26) シュルツ, アリバー編, 金森, 丸茂監訳「上掲書」p. 65.
- 27) 経済企画庁総合計画局編「上掲書」p. 114; H. A. Turner & H. Zoetweiji; Prices, Wages, and Income Policy in Industrialized Market Economies. ILO, 1966. 日本労働協会訳「物価・賃金・所得政策」(昭.42年) p. 105.
- 28) 第Ⅲ節(3)式に即していえば, $\dot{w} = \dot{\pi}$ の場合, $\dot{P} > 0$ であれば $\dot{\pi} < 0$ でなければならないということ, すなわち労働分配率 r が物価上昇に対応して低下しなければならぬことが示される。
- 29) ターナー, ゴートウェイ著; 日本労働協会訳「上掲書」p. 58.

- 30) 価格に関する一般的ガイドで示された価格引下げの要請は1962~'67年間には遂に一度も守られなかった。そしてこのことが価格ガイドポストの失敗の重要な一因と考えられている。(1967年CEA報告)
- 31) E. S. Mason; *Economic Concentration and the Monopoly Problem*, Atheneum, 1964. pp. 114-115.
- 32) 佐野陽子, 小池和男他編「賃金交渉の行動科学—賃金波及のしくみ—」(昭. 44) pp. 81-87.
- 33) H. M. Levinson, op. cit.
- 34) シュルツ, アリバー編; 金森, 丸茂監訳「上掲書」中のフリードマンの論文, 特に p. 51.
- 35) 星野進保稿「所得政策の系譜」(飯田経夫編「賃金と物価」 pp. 188-189)
- 36) シュルツ, アリバー編; 金森, 丸茂監訳「上掲書」中のダンロップの論文, 特に p. 122.
- 37) 昭和42年の日経連「賃金白書」では「物価—賃金の悪循環を断ち切る」には「長期的視野に立って各日賃金の上昇率を国民経済の実質平均生産性上昇率から人口増加率を差引いたわく内におさめる」必要があるとしているし, 同じ年の総評「賃金白書」では「所得政策は要するに……国家が賃金交渉に直接介入し……組織労働者の賃上げを抑制しようとするものである」として強い警戒の姿勢をとっている。